

生駒市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例

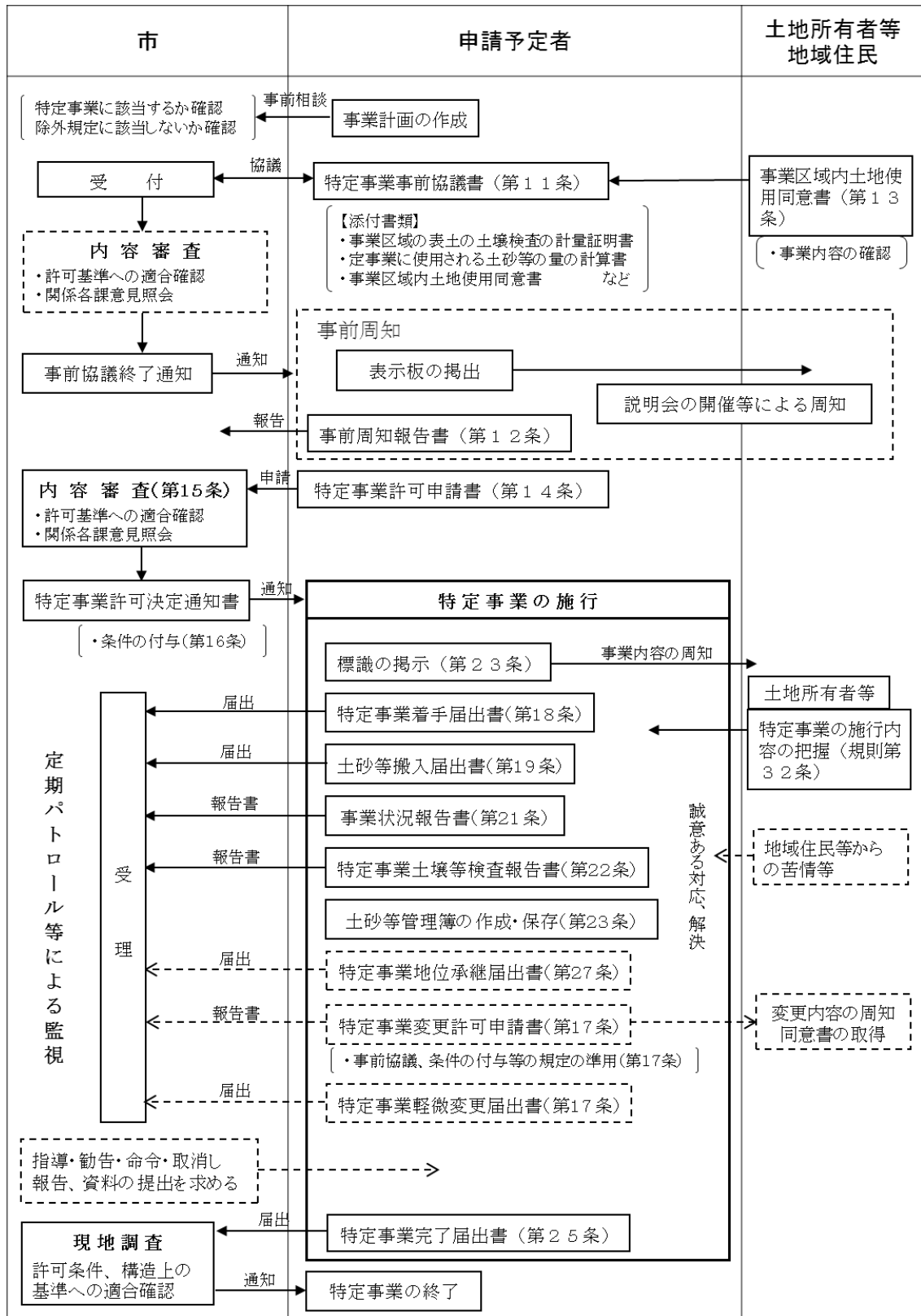
申請事務の手引き

生駒市

内容

1. 本条例に係る許可申請等の流れ.....	1
2. 事前相談について.....	2
3. 事前協議について.....	2
4. 特定事業事前協議書 添付書類一覧	5
5. 特定事業事前協議書提出（受理）後の流れ	6
6. 特定事業の許可基準.....	7
7. 特定事業の許可申請について	8
8. 特定事業（土砂等の埋立て等）許可申請書 添付書類一覧.....	8
9. 特定事業の変更許可申請について	9
10. 変更の届出について	10
11. 地位の承継の届出について.....	10
12. 特定事業の実施（許可後の手続き等）について.....	10
13. 事業廃止・休止の届出について	12
14. 完了の届出について	12
用語の解説.....	14

1. 本条例に係る許可申請等の流れ



2. 事前相談について

本条例には、事前相談に関する規定はありません。

しかし、手続きに関わる諸事項を事前にご確認いただくことは、その後の申請手続きをスムーズに進める上でも有意義なことです。

土砂等による土地の埋立て等を行う皆様には、下記の部署において事前に相談していただきますようお願いいたします。

★相談窓口

- ・生駒市役所 地域活力創生部 環境保全課 保全係 市役所2階 22番窓口
〒630-0288 生駒市東新町8番38号 TEL 0743-74-1111(代)

3. 事前協議について

特定事業の許可申請を行おうとする者は、許可申請の前に事前協議書を提出し、以下の所要の手続きを終了していることが必要です。

(1) 所要の手続き

事前協議書の提出の他に下記の手続きが必要となります。

ア 土地所有者等の同意

事業区域が自己所有地でない場合は、あらかじめ事業区域内の土地所有者等に対し、条例第14条の事項を説明し、事業区域内土地使用同意書（様式第2号）により、その同意を得てください。

上記の同意により、土地所有者等に対し、定期的な施行状況の把握や特定事業が原因となる災害等が発生した場合の通報義務などが生じ、災害発生の防止のため緊急の必要性がある場合などには必要な措置を命ぜられる場合がありますので、十分に事業内容を説明し理解を得た上で同意を得るようにしてください。

イ 事前周知

I. 方法

- ・表示板

地域住民へ特定事業の計画を周知するために次ページに掲載した特定事業の施行計画に係る表示板を設置してください。

【設置場所】…公衆の見やすい場所

【設置期間】…事前協議書提出日から7日以内、許可・不許可の決定日まで

- ・説明会等

地域住民に対し、説明会などにより特定事業の内容について周知しなければなりません。ただし、説明会の開催の他に、個別訪問による説明を記載した書面の配布等の方法も考えられます。

特定事業の施行計画に係る表示板

特定事業施行計画のお知らせ	
事業区域の所在地	生駒市
事業区域の面積	m ²
特定事業の目的	
特定事業を行う期間	年 月 日から 年 月 日まで
特定事業に使用する土砂等の主な採取場所	
特定事業に使用する土砂等の種類	
特定事業に使用する土砂等の搬入予定量	m ³
土壌安全基準に適合しない土砂等の使用を防止するために講ずる措置	
土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために講ずる措置	
事業区域において生ずる濁水の流出を防止するために講ずる措置	
<p>この表示板は、生駒市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則第9条第1項の規定により設置したものです。 上記計画についての問い合わせは、下記まで御連絡ください。</p> <p>連絡先 電話番号</p> <p>表示板の設置年月日 年 月 日</p>	

120
センチメートル
以上

90センチメートル以上

備考 表示板の素材は堅牢なものとし、地は白色、文字は黒色で、風雪等により文字が消えないようにすること。

II. 報告

説明会等による事前周知を行ったときは、速やかに事前周知報告書（様式第4号）により、市長に周知内容を報告してください。

（2）特定事業事前協議書（様式第1号）作製・記載要領

ア 作製要領

- ① 事前協議書及び添付書類は、フラットファイル等で製本してください。
- ② 提出部数は、正本（原本）1部、副本2部の計3部です。

- ③ 添付書類（図面は除く。）は、日本工業規格A列4番で作製してください。
- ④ 土地（法人）の登記事項証明書、公図の写し、住民票の写し（申請者が個人の場合）は3ヶ月以内に作製されたものを添付してください。

イ 記載要領

① 申請予定者

特定事業の許可を申請しようとする事業主を記載し、押印してください。

② 特定事業の目的及び種別

建設残土処分地などの、具体的な土地利用の目的及び埋立て等の種別を記載してください。

③ 事業区域の所在地

事業区域のうち、代表的な位置を記載し、その他は「外〇〇筆」と記載してください。

④ 事業区域の面積

事業区域の実測面積を記載してください。（実際に埋立て等を行う土地の面積（小数点第1位を四捨五入）を記載し、埋立て等を行わない土砂等の搬入路や現場事務所は面積に含みません。）

⑤ 特定事業に使用される土砂等の量

搬入する土砂等の全体予定量（小数点第1位を四捨五入）を記載してください。

⑥ 特定事業を行う期間

具体的な事業期間を記載してください。条例の規定により許可の期間は3年以内となっておりますので、申請時には事前に十分に調査・検討して事業期間を定め、無理のない計画性のある事業としてください。

⑦ 事業区域の表土の地質の状況

規則第8条第2項に掲げる方法により、事業区域の面積に応じて土砂を採取、分析し、採取した地点の位置図及び現場写真並びに検査試料採取調書（様式第18号）及び計量証明書（計量法に基づく登録を受けた計量証明事業者が発行したものに限りま

す。）を添付してください。
従前より事業区域を農地として利用しているとき等、表土の汚染が生じ得ない場合は、その旨を記載してください。

⑧ 特定事業に使用される土砂等の主な採取場所及び搬入の計画

搬入を予定している土砂等の採取場所及び搬入計画を具体的に記載してください。

⑨ 土壌安全基準に適合しない土砂等の使用を防止するために講ずる措置

土砂等の採取時の土壌検査や展開検査等を行うなど、土壌安全基準（規則別表第1）に適合しない土砂等の使用防止に必要な措置を記載してください。

⑩ 特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために講ずる措置

急傾斜地での段切り、法面の保護等を行うなど、規則別表第2で定める措置を満足するような措置を記載してください。

- ⑪ **事業区域以外の地域に排水する水の水質検査を行うために講ずる措置**
水質検査用の排水溝、排水ます等の施設を記載してください。
- ⑫ **特定事業にの用に供する施設及び特定事業が完了した場合の事業区域の構造**
土砂等の搬入路や保安地帯など埋立て等を行わない施設を記載してください。あわせて事業完了時の構造を記載してください。
- ⑬ **事業区域において生ずる濁水の流出を防止するために講ずる措置**
法面の保護及び調整池等の設置を行うなどの措置を記載してください。
- ⑭ **法定代理人**
申請予定者が未成年者である場合に限り記載が必要となります。

※ 様式内に記載しきれない場合は、様式の該当欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙資料を添付してください。

- ⑮ **添付書類**
添付忘れがないようにご留意願います。

4. 特定事業事前協議書 添付書類一覧

- ① 申請予定者に係る次に掲げる書類
 - ア 住民票の写し（申請予定者が法人である場合は、当該法人の登記事項証明書の写し）
 - イ 申請予定者が条例第15条第1号クに規定する未成年者である場合は、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合は、代理権を証明する書面及び当該法人の登記事項証明書）
- ② 事業区域の位置図及び付近見取図（縮尺2，500分の1以上のもの）
- ③ 現況平面図及び現況縦横断面図
- ④ 計画平面図及び計画縦横断面図
- ⑤ 事業区域の求積図（縮尺250分の1程度のもの）及び求積表
- ⑥ 事業区域内の土地及び事業区域を含む土地に隣接する土地の公図の写し及び登記事項証明書
- ⑦ 事業区域を含む土地と隣接する土地の所有者の同意書
- ⑧ 特定事業に使用される土砂等の量の計算書
- ⑨ 特定事業全体に係る作業工程表及び特定事業の施行の手順を明らかにした書類
- ⑩ 事業区域に係る表土の土壌検査の試料を採取した地点の位置図及び現場写真並びに表土に関する調書及び計量証明書（計量法（平成4年法律第51号）に基づく登録を受けた計量証明事業者が発行したものに限る。以下同じ。）
- ⑪ 土砂等の搬出入経路図（縮尺2，500分の1程度のもの）
- ⑫ 特定事業に供する施設の設置計画図及び位置図（縮尺500分の1程度のもの）
- ⑬ 擁壁等を設置する場合にあっては、擁壁等工作物の断面図及び背面図（縮尺50分

の1程度のもの)並びに構造計算書

- ⑭ 排水施設を設置する場合にあっては、集水区域を示す図面(縮尺2,500分の1程度のもの)、排水計画図(縮尺500分の1程度のもの)、構造図(縮尺50分の1程度のもの)及び流量計算書
- ⑮ 湧水がある土地、地表水が集中しやすい土地又は自然水を遮断するような地形構造の土地の場合にあっては、暗渠排水施設の設置その他の有効に排水を行うために講ずる措置に関する図面並びに流量計算書及び流域の図面
- ⑯ 沈砂池等の施設が必要な場合にあつては、その容量計算書及び構造図等の図面
- ⑰ 特定事業が完了した後の土地利用計画図
- ⑱ 事業区域内土地使用同意書(様式第2号)(当該土地所有者等が国又は地方公共団体である場合は、その同意を得たことを証する書類)
- ⑲ 事前周知に関する計画書
- ⑳ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

※下記の場合は、それぞれ書類の添付は不要とします。

⑦	事業区域内の土地所有者が隣接する土地所有者と同じとき
⑩	従前より農地として利用しているとき等、表土の土壤汚染が生じ得ないとき
⑫～⑯	第12号から第16号に規定する設備の設置が不要なとき

5. 特定事業事前協議書提出(受理)後の流れ

(1) 現地調査

市が事業区域の現地確認を行います。

(2) 説明会等事前周知報告書

地域住民に対し開催した説明会等の結果を、事前周知報告書(様式第4号)により、市長に報告してください。

(3) 事前協議の終了の通知

事前協議書の提出を受けたときは内容を審査し、条例第15条の許可の基準に適合すると認めるときは、事前協議を終了した旨を通知します。

6. 特定事業の許可基準

下記全てに適合した埋立て等でなければ、特定事業の許可はできません。

- ・ 事業者及び現場責任者（以下「事業者等」という。）が次のいずれにも該当しないこと。
 - ア この条例又はこの条例に基づく処分に違反し、懲役又は罰金の刑に処せられた者で、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しないもの
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - ウ 第8条第3項から第5項まで、第25条第3項、第29条、第30条第3項又は第33条の規定による命令を受けた者で、当該命令に係る必要な措置を市長が定めた期限までに完了していないもの
 - エ 第30条第1項（第3号及び第4号を除く。）又は第2項の規定により許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合にあっては、当該取消しの処分に係る生駒市行政手続条例（平成9年3月生駒市条例第2号）第15条第1項の規定による通知（以下「聴聞通知」という。）があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）であった者で、当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
 - オ 第30条第1項（第3号及び第4号を除く。）又は第2項の規定による許可の取消しの処分（カにおいて「処分」という。）に係る聴聞通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第25条第1項の規定による届出（廃止及び完了に係るものに限る。）をした者（当該届出がなかったとしたならば当該処分を受けることとなった者として市長が認めたものに限る。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの
 - カ オに規定する期間内に第25条第1項の規定による届出（廃止及び完了に係るものに限る。）があった場合において、処分に係る聴聞通知があった日前60日以内に当該届出に係る法人（当該届出がなかったとしたならば当該処分を受けることとなった法人として市長が認めたものに限る。）の役員若しくは規則で定める使用人（以下「特定使用人」という。）であった者又は当該届出に係る個人（当該届出がなかったとしたならば当該処分を受けることとなった者として市長が認めたものに限る。）の特定使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- キ 特定事業の施行に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- ク 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者で、その法定代理人（法定代理人が法人である場合にあっては、その役員を含む。）がアからキまでのいずれかに該当するもの
- ケ 法人でその役員又は特定使用人のうちにアからキまでのいずれかに該当する者のあるもの
- コ 法人でイに規定する者がその事業活動を支配するもの
- サ 個人で特定使用人のうちにアからキまでのいずれかに該当する者のあるもの
- ・ 第13条第1項に規定する土地所有者等の同意を得ていること。
- ・ 特定事業が3年以内に完了するものであること。
- ・ 事業区域を含む土地と隣接する土地の所有者の同意を得ていること。
- ・ 事業区域の表土が土壤安全基準に適合するものであること。
- ・ 特定事業に使用される土砂等の採取場所が特定されていること。
- ・ 許可を受けた日から6月以内に特定事業に着手する計画となっていること。
- ・ 土壤安全基準に適合しない土砂等の使用を防止するために必要な措置が講じられていること。
- ・ 特定事業が施行されている間において、事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を未然に防止するために規則で定める必要な措置が講じられていること。
- ・ 特定事業が施行されている間において、事業排水の水質検査を行うために必要な措置が講じられていること。
- ・ 特定事業に使用される土砂等の堆積の構造が、事業区域以外の地域への土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生がないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。

7. 特定事業の許可申請について

(1) 特定事業許可申請書（様式第5号）作製・記載要領

ア 作製要領

- ① 許可申請書及び添付書類は、フラットファイル等で製本してください。
- ② 提出部数は、正本（原本）1部、副本2部の計3部です。
- ③ 添付書類（図面は除く。）は、日本工業規格A列4番で作製してください。
- ④ 土地（法人）の登記事項証明書、公図の写し、住民票の写し（申請者が個人の場合）は3ヶ月以内に作製されたものを添付してください。

イ 記載要領

① 申請者

特定事業の許可を申請する者（事前協議時の申請予定者と同様）を記載し、押印してください。

② 事業施行者

土砂等の埋立て等を施行する者の住所・氏名・連絡先を記載してください。申請者と同じ者が施行する場合は、申請者の住所・氏名・連絡先を記載してください。特定事業を実施する施行者の住所、氏名及び連絡先を記載してください。

③ 現場責任者

特定事業の現場責任者の住所、氏名及び連絡先を記載してください。

④ 添付書類

添付忘れがないようにご留意願います。

8. 特定事業（土砂等の埋立て等）許可申請書 添付書類一覧

- ・ 第8条第1項第2号から第17号までに掲げる書類又は図面（特定事業の内容により市長が添付を要しないと認めるものを除く。）
- ・ 事業主、事業施行者及び現場責任者（以下「事業者等」という。）に係る次に掲げる書類（ア）住民票の写し（事業者等が法人である場合は、当該法人の登記事項証明書の写し及び役員一覧表（様式第6号））
 - （イ）欠格要件非該当誓約書（様式第7号）
 - （ウ）事業者等が条例第15条第1号クに規定する未成年者である場合は、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合は、代理権を証明する書面並びに当該法人の登記事項証明書の写し及び役員一覧表（様式第6号））
 - （エ）事業者等に条例第15条第1号カに規定する特定使用人がある場合は、使用人一覧表（様式第8号）
- ・ 事業主と事業施行者との特定事業に関する契約書又はこれに代わるものの写し（事業主自ら特定事業を施行する場合を除く。）
- ・ 事業区域内の土地につき地上権その他特定事業の施行の妨げとなる権利を有する者がいる場合にあっては、事業区域内施行同意書（様式第9号（当該権利を有する者が国又は地方公共団体である場合にあっては、その同意を得たことを証する書類））
- ・ 第8条第3項に規定する事前協議が終了した旨の通知書の写し
- ・ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類又は図面

9. 特定事業の変更許可申請について

(1) 要件

次に掲げるいずれかの内容に変更が生じた場合は、変更許可申請が必要になります。

- ・ 特定事業の目的及び種別
- ・ 事業区域の所在地及び面積
- ・ 特定事業に使用される土砂等の量
- ・ 特定事業を行う期間
- ・ 事業区域の表土の地質の状況
- ・ 土壌安全基準に適合しない土砂等の使用を防止するために講ずる措置
- ・ 特定事業が施行されている間において、事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために講ずる措置
- ・ 特定事業が施行されている間において、事業排水の水質検査を行うために講ずる措置
- ・ 特定事業の用に供する施設及び特定事業が完了した場合の事業区域の構造
- ・ 事業区域において生ずる濁水の流出を防止するために講ずる措置
- ・ 事業者等が条例第15条第1号クに規定する未成年者である場合は、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合は、当該法人の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

(2) 事前協議について

変更の許可が必要な許可事業主は、変更許可申請の前に4～6に記載した事前協議の手続きが必要となります。特定事業変更許可事前協議書（様式第13号）等による手続きが済まないに変更の許可申請ができませんので、ご注意ください。なお、添付する書類及び図面は変更に係るもののみを添付してください。

(3) 変更許可申請に伴う事前周知

変更内容によっては、許可申請時に比べ簡易な方法での説明も認められますが、周知方法については事前にご相談ください。

(4) 変更許可申請に伴う土地所有者等の同意

変更に伴い土地所有者等が与えた同意の内容が変わることとなるため、変更の内容について説明したうえで改めて同意が必要となります。

(5) 特定事業変更許可申請書（様式第11号）作製・記載要領

ア 作製要領

- ① 申請書及び添付書類は、フラットファイル等で製本してください。
- ② 提出部数は、正本（原本）1部、副本2部の計3部です。
- ③ 添付書類（図面は除く。）は、日本工業規格A列4番で作製してください。
- ④ 土地（法人）の登記事項証明書、公図の写し、住民票の写し（申請者が個人の場合）は3ヶ月以内に作成されたものを添付してください。
- ⑤ 期間を延長する場合は、特定事業の許可日から3年以内に完了する変更でなけれ

ばなりません。

イ 記載要領

① 許可事業者

特定事業の許可を受けた者を記載し、押印してください。

② 変更事項

(1) のうちいずれの要件を変更するか記載してください。

③ 変更前・変更後

変更事項について、変更前後の詳細を記載してください。

④ 変更理由

変更する理由を具体的に記載してください。

⑤ 添付書類

変更内容により添付書類が異なりますので、ご注意ください。

10. 変更の届出について

(1) 要件

次に掲げるいずれかの内容に変更が生じた場合は、変更の届出が必要になります。

- ・ 氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地並びに法人にあっては、代表者の氏名
- ・ 特定事業に使用される土砂等の主な採取場所及び搬入の計画
- ・ 事業施行者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地並びに法人にあっては、代表者の氏名
- ・ 現場責任者の氏名及び住所

(2) 届出について

変更の届出は、特定事業軽微変更届出書（様式第14号）により、変更日から30日以内に届け出ください。

11. 地位の承継の届出について

相続、合併又は分割により、特定事業の許可を受けた者の地位を承継した場合は、その権原を取得した日から10日以内に、特定事業地位承継届出書（様式第26号）に、その事実を証する書面（法人の場合は登記事項証明書、個人の場合は戸籍謄本など）を添付して提出してください。

また、その旨土地所有者に通知をしてください。

12. 特定事業の実施（許可後の手続き等）について

(1) 特定事業許可決定通知書の受理後の土砂等を搬入前の準備について

事業者は、以下の手続きを行った後に土砂等を搬入することができるようになります。

ア 表示板の撤去及び標識（様式第22号）の掲示

イ 土砂等の搬出入路の設置

ウ 排水の水質検査を行う施設の設置

(2) 着手の届出について

特定事業に着手しようとするときは、その前日までに、特定事業着手届出書（様式第15号）を提出してください。

着手日には、原則として市職員が立ち合い、特定事業の着手を確認します。

(3) 土砂等の搬入の届出について

事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、土砂等を搬入しようとする日の7日前までに、土砂等搬入届出書（様式第16号）を提出してください。土砂等搬入届出書は、土砂等の発生場所ごとに届出が必要になります。また、同じ発生場所でも、搬入量が4,000m³を超えるごとに新たな届出が必要となります。

◎添付書類

- ✓ 土砂等に係る売渡証明書その他の土砂等を譲渡したことを証する書面又は発生場所の責任者が発行した土砂等発生元証明書（様式第17号）
- ✓ 検査試料採取調書（様式第18号）及び計量証明書（計量法に基づく登録を受けた計量証明事業者が発行したものに限る。）

(4) 土砂等の量の報告について

着手日から6ヶ月を経過するごとに、その6ヶ月を経過した日から3週間以内にその間に使用した土砂等の量を事業状況報告書（様式第20号）により報告してください。

◎添付書類

- ✓ 報告に係る期間の末日前1週間以内に撮影した事業区域の写真
- ✓ その期間中の土砂等管理簿（様式第19号）の写し

(5) 土壌・水質検査の結果報告について

特定事業土壌等検査報告書（様式第21号）により、搬入開始日から6ヶ月を経過するごとに検査を実施した日から30日以内に次の書類を添付して検査結果を報告してください。検査試料の採取は、市職員の立会いの下で行ってください。

◎添付書類

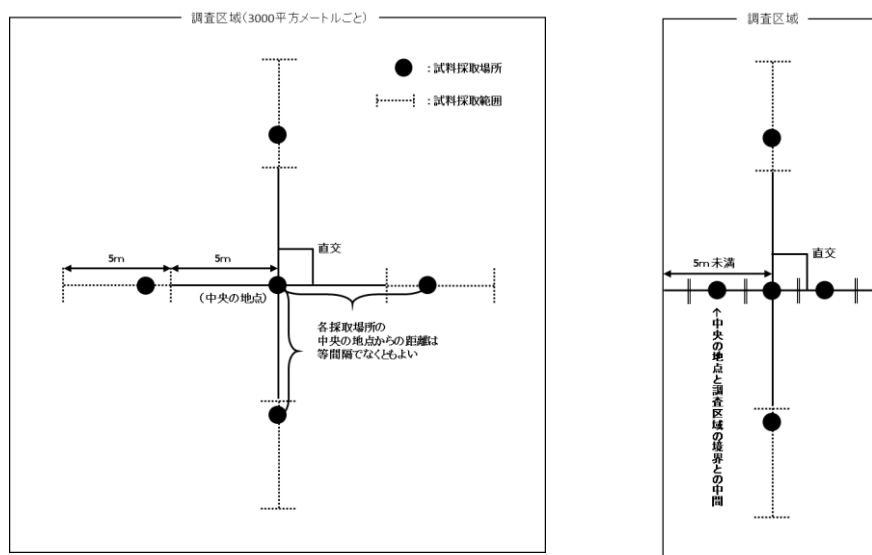
- ✓ 試料を採取した地点の位置図及び写真
- ✓ 土壌検査のために作成した試料ごとの検査試料採取調書（様式第18号）及び計量証明書
- ✓ 水質検査のために作成した試料ごとの検査試料採取調書（様式第18号）及び計量証明書

◎検査の方法

① 土壌検査

- (1) 事業区域を3,000平方メートル以内の区域に等分して行うこと。

- (2) 試料の採取は、前号の規定により区分した区域の中央地点及び当該中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点から5メートルから10メートルまでの4地点（当該地点がない場合にあつては、中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点と当該区域の境界との中間の4地点）で行い、これらの地点から採取した試料を等量混合して1試料とすること。



- (3) 作成した試料について、別表第1の左欄に掲げる有害物質の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる測定方法により行うこと。

※ 試料の採取は、表層（地表から5センチメートルまで）の土壌と、5から50センチメートルまでの深さの土壌を採取し、2種類の深さの土壌の重量が均等になるように混合し、土壌溶出量又は土壌含有量を測定することとする。

② 水質検査

排水基準告示に定める測定方法により行うこと。

(6) その他

特定事業の実施に当たっては、許可条件、関係機関の指示事項を厳守してください。

13. 事業廃止・休止の届出について

許可事業者は、当該許可に係る事業を廃止したときは、廃止した日から起算して30以内に、休止した場合にあつては10日以内に、特定事業廃止（休止）届出書（様式第23号）に特定事業着手前及び廃止（休止）時の事業区域の写真を添付して提出してください。

また、休止した特定事業を再開したときは、遅滞なく、特定事業再開届出書（様式第25号）を提出してください。

14. 完了の届出について

許可事業者は、当該許可に係る特定事業を完了したときは、完了した日から起算して1

5日以内に、特定事業完了届出書（様式第24号）に特定事業着手前及び完了時の事業区域の写真を添付して提出してください。

用語の解説

特定事業

埋立て等を行う事業（土地の造成その他の事業の工程の一部において埋立て等が行われる場合であり、当該事業を行う区域から発生し、又は採取された土砂等のみを当該事業のために使用するものを除く。）であって、次のいずれかに該当するものをいう。

- ア 埋立て等の用に供する区域（以下「事業区域」という。）の面積が500平方メートル以上であるもの
- イ 事業区域の面積が500平方メートル未満であるもののうち、当該事業区域と一団と認められる土地の区域において、当該埋立て等に係る工事に着手する日前3年以内に埋立て等が行われ、又は行われている場合であり、当該既に行われ、又は行われている埋立て等に係る面積との合計が500平方メートル以上となるもの
- ウ 事業区域における埋立て等を行う前の地盤面と埋立て等によって生ずる地盤面の最大の垂直距離が1メートル以上となり、かつ、当該埋立て等に係る土砂等の量が500立方メートル以上となるもの

土地所有者等

土地の所有者、占有者又は管理者をいう。

事業区域

埋立て等に使用する区域をいう。

埋立て等

土砂等による土地の埋立て、盛土その他の土地への土砂等の堆積（製品の製造又は加工のための原材料の堆積を除く。）を行う行為をいう。

土砂等

土、砂、破砕石又はこれらに類するものであって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物以外のものをいう。

土壌安全基準

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項に規定する人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準で土壌の汚染に係るものから、農用地に限り適用される項目を除いた28項目（カドミウム・全シアン・りん等）の基準値をいう。

